

8-16 no 18-2
資料No. 1

昭和 62 年

家内労働のしおり

労働省婦人局

は じ め に

労働省では、家内労働法の周知徹底を図るため、昭和46年以来、家内労働法が制定された5月に、毎年、家内労働旬間（5月21日から31日まで）を設け、広報活動、監督指導をはじめ、多角的な活動を集中的に実施しています。

本年は、「家内労働による災害の防止と最低工賃の履行確保」を目標に掲げ、広く法の周知を図るとともに、委託者に対しては監督指導、集団指導等を通じて法の遵守を促し、家内労働者に対しても、効果的な方法により、法を浸透させることとしています。

また、委託者及び家内労働者自身も、この機会に家内労働手帳、就業時間、工賃、安全衛生等家内労働法の各規定について点検を行い、法の内容についての認識を深めるとともに、法の遵守に努めることとしています。

この「しおり」が家内労働について認識を深めていただくための一助となれば幸いです。

昭和62年

労働省婦人局

目 次

家内労働旬間実施要綱	1
家内労働の現状	4
家内労働対策の概要	20
(1) 家内労働手帳の普及について	20
(2) 工賃支払の確保等について	21
(3) 最低工賃の決定について	21
(4) 安全及び衛生の確保について	22
(5) 労災保険特別加入制度について	23
(6) 家内労働者に対する税制について	29
(7) いわゆる「インチキ内職」の防止について	33
家内労働法のあらまし	35
(参考)	
1. 小規模企業者を対象とした施策の概要	44

昭和62年 家内労働旬間実施要綱

1 趣 旨

家内労働者の労働条件は、一般的に恵まれないので、その労働条件の向上を図るため、労働省では、家内労働法に沿って、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定、安全衛生の確保など多岐にわたり家内労働対策を推進してきたところである。

今日、家内労働には、衣服、織物、雑貨、電気機械器具の製造などの業種を中心として115万人が従事し、その労働は我が国経済活動の一端を担っているが、家内労働は、その作業場所が家内労働者の居宅に分散していること、就業が浮動的であること等のため、なお家内労働法の趣旨・内容が十分には浸透しにくい状況にあり、家内労働者の労働条件の改善は遅れがちである。

このため、家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を一層促進することを目的として、本年も家内労働法が制定された5月を期して家内労働旬間を実施するものとする。

2 目 標

家内労働による災害の防止と最低工賃の履行確保

3 期 間

イン4キ内百の77725

5月21日から31日まで

4 主 唱

労 働 省

5 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、地方公共団体、家内労働者関係団体、委託者関係団体、婦人団体、報道機関

6 実施事項

(1) 労働省の行う事項

- イ 各種資料の配布、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報活動
- ロ 家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を総合的に推進するための地域別関係行政機関連絡会議の開催
- ハ 委託者に対する監督指導及び集団指導の実施
- ニ 家内労働関係優良委託者及び委託者団体等の表彰
- ホ 内職グループリーダーを対象とする懇談会の実施
- ヘ 家内労働者に対する法の周知、指導及び相談の実施
- ト 最低工賃の周知
- チ インチキ内職による被害防止のための広報

(2) 委託者の行う事項

- イ 家内労働法の遵守及び遵守状況の点検
 - (イ) 家内労働手帳の交付及び家内労働手帳への記入
 - (ロ) 家内労働による災害防止のために必要な措置の実施
 - (ハ) 最低工賃の遵守
 - (ニ) 委託状況届の提出等その他家内労働法の遵守

- ロ 家内労働による災害防止のための指導援助
- ハ 労災保険特別加入の促進のための指導援助（加入対象作業に従事する家内労働者に委託する委託者の場合）

(3) 家内労働者の行う事項

- イ 家内労働手帳の受領及び記入事項の確認
- ロ 家内労働による災害防止措置の点検・実施
- ハ 労災保険特別加入制度への加入（加入対象作業に従事する家内労働者の場合）

家内労働の現状

労働省では、家内労働の実態を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、昭和62年10月に全国的に家内労働の概況調査と工賃、就業時間等の実態調査を実施した。これらの調査結果から最近の家内労働の現状をみると次のとおりである。

I 家内労働の概況

1 家内労働従事者

(1) 家内労働に従事している者は115万人

家内労働に従事する者の総数は115万人であり、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で繊維製品、ラジオ・テレビ部品、紙加工品及び皮革製品などの製造加工等に従事している「家内労働者数」は108万人であり、また、家内労働者の同居の親族であって家内労働者とともに仕事に従事している「補助者数」は7万人である（表1）。

なお、家内労働従事者数は前年に比べると75,600人の減少（前年比6.2%減）である。

(2) 女子の内職が圧倒的に多い

家内労働者数を男女別にみると、男子が7万人であるのに対し、女子は101万人と圧倒的に多く、全体の93%を占めている（表1）。

前年に比べると男子は6,400人の減少であり、女子は62,200人の減少である。

表1 業種別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

業 種	家内労働 従事者数 (総数)	家 内 労 働 者 数						補助者数	委託者数	代理人数
		計	男 女 別		類 型 別					
			男	女	専 業	内 職	副 業			
合 計	人 1,147,800	人 1,080,400	人 71,700	人 1,008,700	人 70,200	人 997,900	人 12,300	人 67,400	75,700	人 5,770
食 料 品	15,500	14,100	300	13,800	0	14,100	0	1,400	600	100
織 維 工 業	209,600	189,300	20,500	168,800	25,300	155,400	8,600	20,300	17,600	1,540
衣服・その他 の繊維製品	352,100	338,700	9,600	329,100	14,300	323,100	1,300	13,400	27,900	1,760
木材・木製品 家具・装備品	9,900	9,400	1,300	8,100	800	8,400	200	500	1,000	80
紙・紙加工品	55,800	53,900	1,200	52,700	400	53,500	0	1,900	4,000	230
印刷・同関連	23,300	22,700	1,000	21,700	600	22,100	0	600	2,400	40
ゴ ム 製 品	27,800	25,400	2,600	22,800	2,200	23,100	100	2,400	1,500	120
皮 革 製 品	29,300	25,100	7,400	17,700	7,400	17,700	0	4,200	2,100	90
窯 業 ・ 土 石 製 品	11,700	9,500	2,000	7,500	1,700	7,700	100	2,200	1,100	50
金 属 製 品	20,900	17,500	7,000	10,500	5,900	11,400	200	3,400	2,400	20
電気機械器具	194,900	189,200	5,400	183,800	2,200	186,500	500	5,700	6,400	910
機械器具等	42,100	39,600	4,100	35,500	2,700	36,500	400	2,500	2,100	70
その他 (雑貨等)	154,900	146,000	9,300	136,700	6,700	138,400	900	8,900	6,600	760

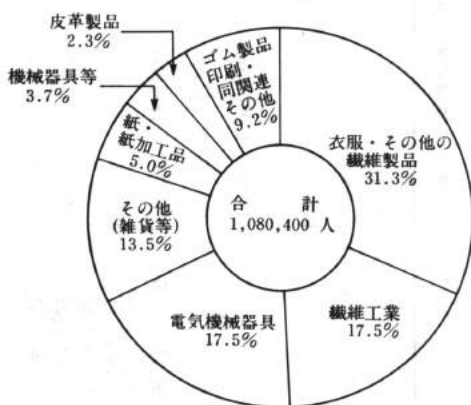
これを類型別にみると、家庭の主婦などが従事する「内職的家内労働者」が100万人で全体の92%を占め、世帯主が本業として従事する「専業的家内労働者」が7万人で6%であり、農業や漁業の従業者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が1万人で1%となっている。前年に比べると、内職的家内労働者は60,600人減、専業的家内労働者は6,000人減、副業的家内労働者は2,000人減となっている。

(3) 繊維、電気機械器具、雑貨関係に多い

家内労働者数を業種別にみると、衣服の縫製などの「衣服・その他の繊維製品」が34万人(構成比31%)、織物、ニット編みなどの「繊維工業」が19万人(同18%)、ラジオ・テレビ・音響機器部品のコイル巻き・組立て・ハンダ付けなどの「電気機械器具」が19万人(同18%)、玩具、漆器、人形、造花、洋傘などの「その他(雑貨等)」が15万人(同14%)となっており、全体の80%近くをこれらの4業種で占めている(表1、図1)。

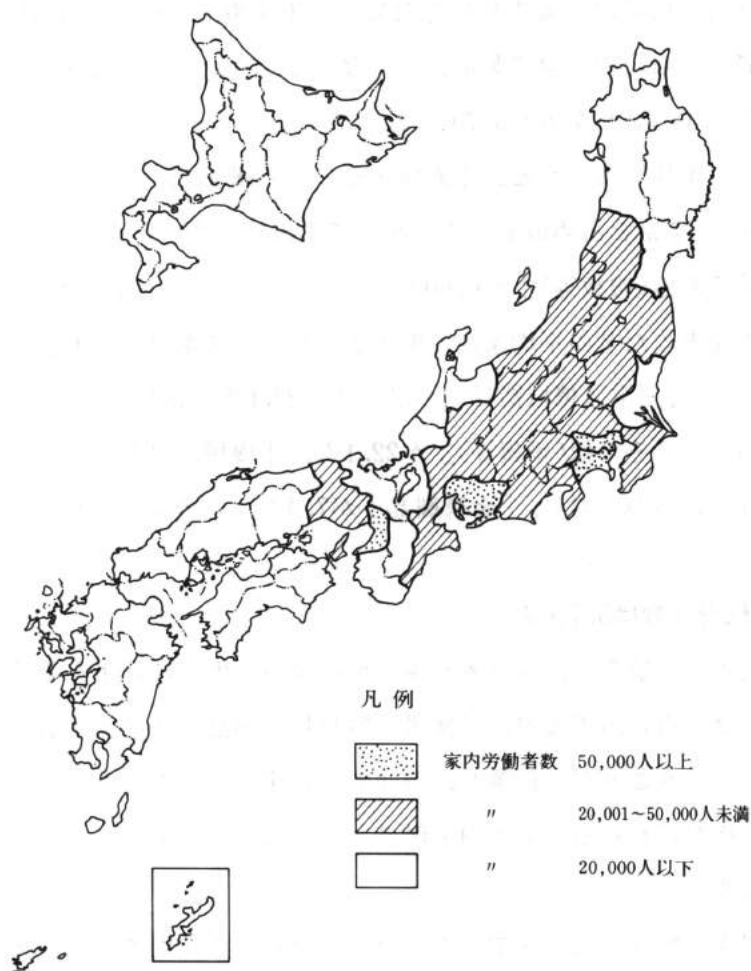
表2により業種別に家内労働者数を前年と比較してみると、すべての業種において減少している。減少した主な業種は「衣服・その他の繊維製品」の16,800人減、「繊維工業」の13,400人減、「その他(雑貨等)」の11,400人減となっている(表2)。

図1 業種別家内労働者構成比



(4) 都道府県別では、東京、大阪、神奈川に多い

家内労働者数を都道府県別にみると、東京が12万人（構成比11％）、大阪11万人（同10％）、神奈川が10万人（同9％）及び愛知が6万人（同5％）となっており、これら4都府県で全国の35％近くを占めている（表3）、（図2）。



2 委託者及び代理人

(1) 委託者数は75,700

家内労働者に仕事を委託する委託者の数は75,700で前年に比べ4,900減となっている(表1)。

委託者の内訳は、製造及び販売業者が70,000であり、製造又は販売業者から自己の計算で製造、加工などを請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が5,700となっている。

これを業種別にみると、「衣服・その他の繊維製品」が27,900で全体の37%を占め最も多く、次いで「繊維工業」が17,600で23%、「その他(雑貨等)」が6,600で9%となっている(表1)。

1委託者当たりの平均家内労働者数は14.3人であり、これを業種別にみると、「電気機械器具」が最も多く29.6人、次いで「食料品」が23.5人、「その他(雑貨等)」が22.1人、「機械器具等」が18.9人となっているのに対し、「金属製品」が7.3人、「窯業・土石製品」が8.6人と少なくなっている。

(2) 代理人数は5,770人

委託者が多数の家内労働者や遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払などを行うことが、距離的、時間的にむずかしいことから、これらの業務を行わせるため家内労働者との間に代理人をおいている場合がある。

代理人の数は全国で5,770人となっており、業種別では「衣服・

その他の繊維製品」が1,760人、「繊維工業」が1,540人などとなっている（表1）。

表2 業種別家内労働者数の対前年増減数(率)及び主な家内労働業務

業 種 別	家 内 勞 働 者 数			主 な 家 内 勞 働 業 務
	60 年	61 年	増 減 数 率	
計	人 1,149,000	人 1,080,400	人 △68,600 △ 6.0	
食 料 品	15,600	14,100	△ 1,500 △ 9.6	珍味加工、昆布巻き、唐辛子の選別、みかん・くりの皮むき、漬物用野菜選別
織 維 工 業	202,700	189,300	△13,400 △ 6.6	絹・綿・スフ・毛織物、タオルヘルム加工、ニット編立・かがり、ねん糸、しぼり
衣服・その他の繊維製品	355,500	338,700	△16,800 △ 4.7	洋服・和服縫製、スカーフ・ハンカチかがり、足袋縫製、刺しゅう
木材・木製製品	10,500	9,400	△ 1,100 △10.5	竹細工、鏡台、民芸品研磨・組立、玉のれん、箸加工
家具・装備品	58,100	53,900	△ 4,200 △ 7.2	紙袋貼り、紙箱組立、化粧紙包装、りんご・梨袋、荷札加工
印刷・同 関 連	25,100	22,700	△ 2,400 △ 9.6	筆耕(がり版)、タイプ、製本、雑誌付録折たたみ
ゴム製 品	26,400	25,400	△ 1,000 △ 3.8	ゴム製はきものの縫製・接着、ゴム製品型抜き・バリ取り、ゴム紐袋詰
皮革製 品	28,100	25,100	△ 3,000 △10.7	革靴、革手袋、袋物(ハンドバック、サイフ、定期入れ)かばん(トランク、ランドセル)
窯業・土石製品	10,200	9,500	△ 700 △ 6.9	陶磁器(生地、絵付け、焼成)、タイル、ガラス、すずり
金属製 品	20,000	17,500	△ 2,500 △12.5	洋食器・刃物研磨、軽便カミソリ組立、金属プレス加工、打はく
電気機械器具	198,000	189,200	△ 8,800 △ 4.4	テレビ・ラジオ・音響機器部品コイル巻き・組立・プリンター板組立、クリスマス電球組線・組立
機械器具等	41,400	39,600	△ 1,800 △ 4.3	眼鏡枠研磨、時計バンド組立、銅器彫金、自動車部品、バリ取り・研磨、卓上タイプライター部品加工・組立
その他(雑貨等)	157,400	146,000	△11,400 △ 7.2	人形(組立、衣服縫製)、金属玩具プレス加工・組立、造花フラスナー、漆器、洋がき組立、ボタン加工、ござ、ソロバン組立、ライター組立

表3 都道府県別家内労働従事者数(総数)、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

事項別		家内労働 従事者数	家内労働 者数	補助者数	委託者数	代理人数
都道府県名		人	人	人		人
北海道	道	8,200	8,100	100	500	130
	北青森	10,200	10,100	100	400	260
	岩手	8,800	8,700	100	300	230
	宮城	13,100	12,900	200	400	80
	秋田	13,800	13,500	300	400	50
	山形	22,200	21,800	400	900	190
	福島	27,700	26,700	1,000	1,200	80
	茨城	17,300	17,200	100	1,300	30
	栃木	29,500	29,300	200	2,100	50
	群馬	28,400	27,200	1,200	1,700	70
東京都	道	39,100	37,900	1,200	2,000	200
	千代田	24,000	23,500	500	1,100	190
	神奈川	125,000	116,700	8,300	10,600	130
	新潟	96,800	96,000	800	2,400	380
	富山	32,500	30,100	2,400	2,200	280
	石川	16,100	15,500	600	1,000	230
	福山	7,900	6,800	1,100	900	10
	山梨	10,000	9,500	500	1,000	30
	長野	12,300	10,200	2,100	900	70
	岐阜	26,700	26,200	500	1,400	40
静岡県	道	55,200	47,800	7,400	3,400	60
	静岡	26,100	24,100	2,000	1,800	130
	愛知	63,000	58,100	4,900	5,300	280
	三重	31,800	29,100	2,700	1,800	200
	滋賀	14,900	13,200	1,700	900	20
	京都	25,000	19,000	6,000	1,400	210
	大阪	117,900	112,200	5,700	12,100	420
	兵庫	34,200	29,400	4,800	3,700	110
	奈良	12,100	11,100	1,000	1,700	10
	和歌山	12,100	10,900	1,200	900	20
鳥取県	道	8,700	8,300	400	300	230
	鳥取	10,100	9,900	200	500	70
	岡山	20,700	19,700	1,000	1,100	120
	広島	15,700	14,800	900	800	110
	山口	7,800	7,500	300	400	20
	徳島	7,900	7,700	200	400	120
	香川	20,100	17,900	2,200	800	150
	愛媛	18,600	17,200	1,400	1,500	70
	高松	4,400	4,300	100	200	30
	福岡	17,700	17,500	200	600	130
佐賀県	道	6,300	6,000	300	300	70
	佐賀	10,000	9,400	600	500	80
	熊本	9,200	9,000	200	400	50
	大分	3,700	3,700	0	200	90
	宮崎	4,800	4,700	100	100	40
	鹿児島	19,300	19,100	200	1,800	200
	沖縄	900	900	0	100	0
	計	1,147,800	1,080,400	67,400	75,700	5,770

Ⅱ 家内労働者の労働条件

1 平均年齢は45.1歳、平均経験年数は8年8か月

家内労働者の平均年齢は45.1歳となっており、これを男女別にみると、男子が52.8歳、女子が44.8歳となっている。

年齢階級別に家内労働者の構成比をみると、図3のとおり「30歳～40歳未満」が最も多く34.4%、次いで「40歳～

50歳未満」が31.3%と、これら二つの階級で全体の65%近くを占めており、「50歳～60歳未満」が18.4%となっている。

次に、家内労働者が現在の業務に従事してきた平均年数は8年8か月であり、これを男女別にみると、男子は21年11か月、女子は8年0か月となっている（表4）。

2 平均就業時間数は6.0時間、平均就業日数は20.5日

家内労働者の平均就業時間数は、1日6.0時間であり、平均就業日数は、1か月20.5日である。前年と比べると、平均就業時間数で0.1時間、平均就業日数で0.1日減となった。

これを男女別にみると、男子の就業時間数は、1日9.4時間、就業日数は1か月23.2日であるのに対し、女子の就業時間数は1日

図3 年齢階級別家内労働者構成比



表4 家内労働者と雇用労働者の労働条件の比較

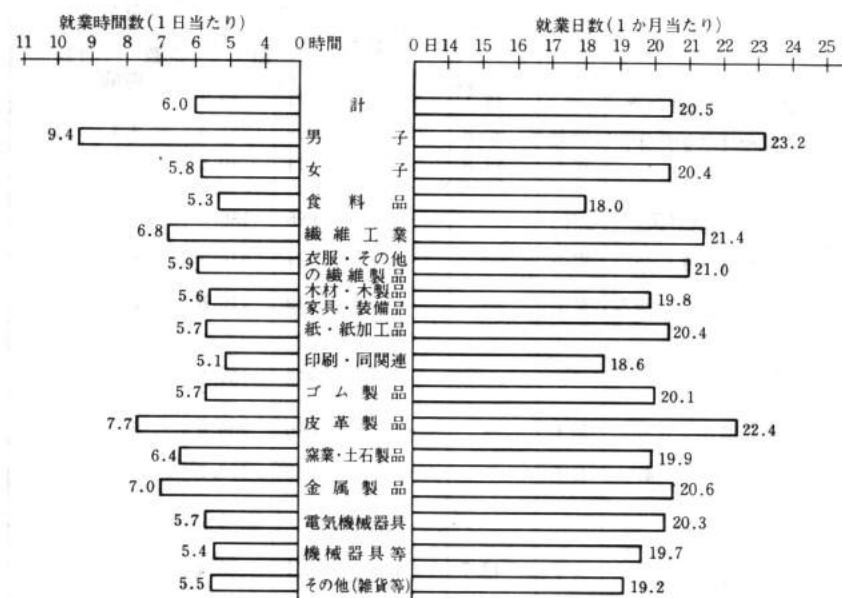
区 分		性別	年 齢	経 験 (勤続) 年 数	1時間当 たりの工 賃・賃金 額	1か月当 たりの工 賃・賃金 額	1日当 たりの就 業・労働 時間数	1か月当 たりの就 業・労働 日数
家内労働者	家内労働実態調査 (昭和61年9月分)	計	歳	年月	円	千円	時間	日
		男子	45.1	8.8	374	49.1	6.0	20.5
		女子	52.8	21.11	1,009	221.4	9.4	23.2
		女子	44.8	8.0	344	40.8	5.8	20.4
雇用労働者	毎月勤労統計調査 (昭和61年9月分)	計	—	—	996	186.1	7.9	23.6
		男子	—	—	1,234	246.7	8.3	24.0
		製造業 規模5～29人	—	—	649	110.8	7.4	23.1
		女子	—	—	—	—	—	—
	毎月勤労統計特別調査 (昭和61年7月分)	計	—	—	823	154.7	7.7	24.4
		男子	—	—	1,020	206.6	8.2	24.7
		製造業規模1～4人	—	—	638	108.7	7.1	24.0
		女子	—	—	—	—	—	—
パート労働者	賃金構造基本統計調査 (昭和60年6月分) 製造業(企業規模計)	女子	42.7	4.0	561	86.4	7.0	22.0

5.8時間、就業日数は1か月20.4日となっている(表4)。

次に、業種別に平均就業時間数をみると、「繊維工業」が6.8時間、「金属製品」が7.0時間、「皮革製品」が7.7時間と専門的・家内労働者が比較的多い業種において長く、これに対し、内職的・家内労働者が比較的多い「印刷・同関連」が5.1時間、「食料品」が5.3時間と短くなっている。

また、平均就業日数をみると、「皮革製品」が22.4日、「繊維工業」が21.5日と多く、これに対し、「食料品」が18.0日、「印刷・同関連」が18.6日と少なくなっている(図4)。

図4 男女別、業種別1日当たりの平均就業時間数及び1か月当たりの平均就業日数



3 平均工賃額は1時間374円、1か月49,108円

家内労働者の1時間当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は374円であり、これを男女別にみると、男子が1,009円、女子が344円となっている（図5）。

また、業種別にみると、図5のとおり、技能、経験を要する専門的・家的家内労働者が比較的多い「皮革製品」が568円と最も高く、次いで、「窯業・土石製品」が561円、「金属製品」が558円となっているのに対し、内職的・家的家内労働者がほとんどを占める「食料品」が302円と最も低く、次いで「電気機械器具等」が312円、「衣服・その他の繊維製品」が341円となっている。

次に、1か月当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は49,108円であり、これを男女別にみると、男子が221,427円、女子が40,848円となっている（図5）。

次に、1時間当たりの工賃額階級別に家内労働者の構成比をみると、「200円以上300円未満」が最も多く25.8%、これに次いで「300円以上400円未満」が23.5%、「100円以上200円未満」が15.7%となっている。「400円未満」の層の占める割合は、全体の66.8%であり、これを男女別にみると、男子が14.2%であるのに対し、女子は69.4%となっている（表5）。

図5 男女別、業種別1時間及び1か月当たりの工賃額

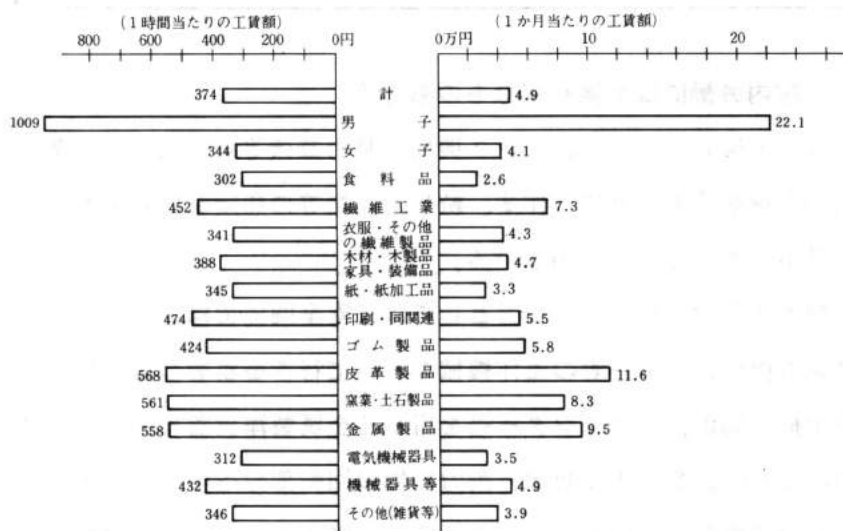


表5 1時間当たりの工賃額階級別家内労働者構成比

工賃額階級	計	男子	女子
計	100.0%	100.0%	100.0%
100円未満	1.8	0.2	1.9
100円～ 200円未満	15.7	1.8	16.4
200円～ 300円未満	25.8	5.9	26.8
300円～ 400円未満	23.5	6.3	24.3
400円～ 500円未満	15.3	6.3	15.8
500円～ 600円未満	8.0	7.0	8.0
600円～ 700円未満	3.2	8.9	2.9
700円～1,000円未満	3.9	23.5	3.0
1,000円～2,000円未満	3.5	33.9	0.8
2,000円以上	0.3	6.2	0.1

4 家内労働には危険有害なものもある

家内労働者の中には、プレス機械や動力織機等を使用する作業、鉛や有機溶剤を取り扱う作業、粉じん作業等の危険又は有害な業務に従事している者も相当数いる。

発生するおそれの高い災害としては、安全関係では、たとえば、プレス機械、シャー等の工作機械を用いて行う金属製品等の加工中の手指の切傷、グラインダー等を用いる金属製洋食器や刃物の研磨中のと石の破裂による負傷、動力織機の回転部分へのまき込まれのための負傷などがあり、衛生関係では、接着剤、洗浄剤、塗料等に含まれている有機溶剤による中毒、グラインダー等を用いる研磨作業や陶磁器の成型、焼成作業におけるじん肺、溶融した鉛を用いる

刃物の焼入れ作業や陶磁器の絵付け作業における鉛中毒などがある。

こうした業務に従事する家内労働者は男女計で21.1%、男子66.8%、女子18.9%である。その従事する業務において織機・編機等及び接着剤等（有機溶剤）を使用する者は男女とも高率であり、これに次いで男子では研削盤・バフ盤、女子では絵の具・はんだ等（鉛）を使用する者が高率である（表6）。

表6 男女別、機械物質使用別、家内労働者構成比

機 械 ・ 物 質	計	男 子	女 子
計	100.0%	100.0%	100.0%
プレス・シャー	4.8	7.1	4.4
木工用丸のこ盤・手押しかんな盤・面取り盤	1.2	2.4	0.9
型付け機・型打ち機	5.2	3.6	5.4
研削盤・バフ盤	3.6	14.3	1.8
旋盤・フライス盤・ボール盤	2.8	4.4	2.5
織機・ニット編機・ねん糸機・合糸機	30.6	48.1	27.7
巻線機・溶接機	4.6	1.9	5.1
接着剤・払拭剤・表面加工剤・絶縁用ワニス・塗料	35.9	27.3	37.3
絵の具・釉薬・はんだ	16.2	3.3	18.4
発火性・酸化性・引火性の物品又は可燃性のガス	5.1	4.7	5.1

5 危害防止措置の実施と災害の発生

家内労働による災害を防止するには、危険部分を覆う、有害物と接触しないなどの措置を講じなければなりません。こうした危害防止措置を講じている家内労働者は男女計で30.5%、講じていない者は69.5%である。過去1年間にけがをした家内労働者の比率は、危害防止措置を講じている者で3.4%、講じていない者で6.0%である。これを危険有害業務に従事する者の比率が高い男子についてみ

ると、危害防止措置を講じていながらけがをした者は5.1％であるのに対し、講じていなくてけがをした者は8.3％になっている(表7)。

表7 男女別、危害防止措置、災害発生別、家内労働者構成比

危害防止措置状況	計	男 子	女 子
計	100.0 [%]	100.0 [%]	100.0 [%]
講じている	30.5 (100.0)	50.1 (100.0)	27.2 (100.0)
けがをした	(3.4)	(5.1)	(2.8)
講じていない	69.5 (100.0)	49.9 (100.0)	72.8 (100.0)
けがをした	(6.0)	(8.3)	(5.7)

家 内 労 働 災 害 事 例

被災者	性別	年齢	委託業務の内容	傷病名及び休業日数	発 生 状 況
家 内 者 労働者	女	54	織 布	右ひじ打撲 20日	織布作業中、織機の異常動作のためスイッチを切り（原動機は止めなかった）、機械の下に手を入れて調べているうちに、身体の一部が運転棒に触れてしまい、織機が作動し、右腕のひじから手までの部分がはさまれたもの。
補 助 者	女	52	金属製食器の加工	右第五指切断 30日	70トンクランクプレス（安全装置未設置）を用いて角型蒸器の柄の曲げ作業中、ブラシで下金型に油を塗っている時に誤って足踏みスイッチを踏んだため、スライドの落下により右小指を切断したもの。
家 内 者 労働者	女	52	プラスチック部品の加工	左第四指裂傷 14日	自宅でゲート切断機を使用してプラスチック継手のゲートカットをしている作業で、継手の一方を切断し、さらに反対側を切断するために継手の向きを変えた時、左手が鋸歯に接触し、薬指を裂傷したもの。
家 内 者 労働者	男	66	織 布	右鎖骨骨折 27日	400口ジャガードを600口ジャガードに取り替えたが、織機稼動中の振動が激しく、製織上問題がでてきたので、織機の上にあがり、ジャガード台の固定作業（釘打ち）を行った際、誤って1.2 mの高さから床へ墜落したもの。

家内労働対策の概要

労働省では家内労働法の周知徹底を中心として家内労働者の労働条件の向上を図るために、次の対策を推進しています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の普及
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払等工賃支払の確保
- 3 工賃の低い家内労働者について、工賃の改善を図るための最低工賃の決定
- 4 危険又は有害な業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保
- 5 就業時間の適正化を図るための指導
- 6 特定の危険又は有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 7 家内労働者に対する税制の改善

(1) 家内労働手帳の普及について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、当事者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するために基本となるものです。

このため、家内労働手帳の普及については、適正な手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導等を行っています。また、委託者団体に家内労働の実態に即した家内労働手帳を一括印刷することなどについて、指導を行っています。

(2) 工賃支払の確保等について

家内労働者は、工賃で生計をたてたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしていますので、工賃が不払いになったり、遅払いになったり、また、突然に仕事を打ち切られたりすると生活に困ることになります。

このため、工賃の支払確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

(3) 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、労働大臣又は都道府県労働基準局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、当該家内労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

昭和62年3月末日現在決定したものは200件で、この最低工賃の適用を受ける委託者は約3万、同家内労働者は約42万人となっています。

業 種 別 最 低 工 賃 決 定 状 況

昭和62年3月末日現在

業 種		決 定 件 数	適 用 委 託 者 数	適 用 家 内 労 働 者 数
織 維 産 業	ニ ッ ト 製 造 業	22 件	3,185	47,271人
	織 物 業	14	2,795	30,502
	縫製業	既 製 服	54	14,656
		注 文 服	5	370
		和服その他	30	5,025
	そ の 他	4	668	1,697
	小 計	129	26,699	283,996
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		2	40	968
紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		9	719	12,262
金 属 製 品 製 造 業		6	909	5,271
電 気 機 械 器 具 製 造 業		26	3,611	98,800
そ の 他		28	2,158	17,016
合 計		200	34,163	418,313

(4) 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具、原材料のなかには、危険又は有害なものもあり、また多くの場合、作業は家内労働者の居宅で行われています。そのため、一たん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くおそれがあります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤等を使用する作業を伴う危険又は有害な業務に従事する家内労働者が多い産地を中心に、委託者、家内労働者及び補助者に対して、必要な遵守事項等について周知徹底を図るとともに、監督指導等を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識をもち、みずから災害防止に努めることが重要であるので、広報活動等を通じて家内労働による災害の防止意識の高揚を図るとともに、委託者による自主的家内労働災害防止協議会の設置とその活動を促進しています。

なお、粉じん作業、有機溶剤作業又は鉛作業に従事する家内労働者については、特殊健康診断を実施して、疾病の早期発見と有害業務の実態把握に努めています。

（５）労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められるので、労災保険に特別加入できることとなっており、積極的にこれらの加入の促進を図っています。

イ 労災保険特別加入とは

労災保険は、労働者が事業場などで仕事中に災害にあって負傷したり、仕事が原因で病気になったりした場合に、その労働者や遺族に補償を行うために政府が設けた保険です。

この保険は、原則として労働基準法適用労働者を保護することを目的としたものですが、中小零細企業の事業主や、大工、左官などの労働者以外の人々についても、特別に、業務災害によるけがや病気について、雇用労働者に準じて保護するため特別加入制

度を設けています。

家内労働者や補助者の場合、特定の作業に従事する者については、希望により労災保険に特別加入することができるようになっています。

ロ 特別加入できるのは

次の作業に従事する家内労働者又は補助者です。

(イ)プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業

(ロ)研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの

(ハ)有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物^{はき}、鞆^{かばん}、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの

(ニ)粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬^{ゆうやく}を用いて行う施釉^{ゆう}若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉^{ゆう}若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの

(ホ)動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業

(ハ)木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

ハ 特別加入の方法

家内労働者や補助者は、個人で労災保険に特別加入することはできません。必ず家内労働者や補助者が組織する団体を通じて、特別加入することになります。この団体は、法律上事業主とみなされて保険料の納付などの労災保険事務を処理することとなるので、その基盤がしっかりしたものでなければならないことになっています。

特別加入をしようとする家内労働者や補助者の団体は、都道府県労働基準局長に加入申請し、その承認を受けることとなります。

なお、保険期間は1年（4月1日から翌年3月31日まで）ですが、毎年更新していくことができます。

ニ 特別加入が承認されると

団体は事業主とみなされ、団体の構成員である家内労働者や補助者はその団体に使用される労働者とみなされて、保険関係が成立しますが、その効果は次のとおりです。

(イ) 特別加入した家内労働者や補助者は、一般の労働者と同様に保険給付及び労働福祉事業としての特別支給金等を受けることができます。

(ロ) 保険料や保険給付額の算定の基礎となる額は、特別加入者の希望をきいて都道府県労働基準局長が決めることになっていま

す。

これを給付基礎日額といい、その額は3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円となっています（このほか暫定的に2,000円、2,500円が認められることがあります）。給付基礎日額は、休業補償給付など保険給付額算定の基礎になる大切なものですから、特別加入者の実際の工賃収入額に見合った額であることが肝要です。保険料はこの額に、作業の種類に応じて定められた保険料率（金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業は $\frac{17}{1000}$ 、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造加工の作業は $\frac{17}{1000}$ 、化学物質製、皮製若しくは布製の履物等の製造加工の作業又は合成樹脂製若しくは木製の漆器の製造加工の作業は $\frac{5}{1000}$ 、陶磁器製造の作業は $\frac{16}{1000}$ 、織機、合糸機又は撚糸機を使用する作業は $\frac{4}{1000}$ 、仏壇又は木製若しくは竹製の食器製造加工の作業は $\frac{18}{1000}$ ）を乗じて計算されます。保険料の納付義務者は団体です。

木 保険給付には

療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び傷病補償年金があります。

(イ) 療養補償給付

仕事によるけがや病気で、療養を必要とする場合には、労災病院又は労災指定病院などで無料で療養を受けられます。これ以外の医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用の

全額が支給されます。

(ロ) 休業補償給付

療養のため仕事をする事ができない場合には、休んでから4日目以降について休業1日につき、給付基礎日額の60%が支給されます。

(ハ) 障害補償給付

仕事によるけがや病気が治ったときに身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

(ニ) 遺族補償給付

仕事により死亡した場合には、その遺族に対して年金又は一時金が支給されます。

(ホ) 葬 祭 料

仕事により死亡した場合に、その葬祭を行う者に対して支給されます。

(ヘ) 傷病補償年金

仕事によるけがや病気が療養を開始してから1年6か月以上たっても治らず、その傷病による廃疾の状態が廃疾等級表に該当する場合には、年金が支給されます。

へ 労働福祉事業には

次の特別支給金などがあります。

(イ) 特 別 支 給 金

① 休業特別支給金

療養のため仕事をするができない場合には、休んでから4日目以降について休業1日につき、給付基礎日額の20%が休業補償給付に併せて支給されます。

② 障害特別支給金

仕事によるけがや病気が治ったときに身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて一時金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

③ 遺族特別支給金

仕事により死亡した場合には、その遺族に対して300万円が支給されます。

④ 傷病特別支給金

廃疾の程度に応じて一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

(ロ) そ の 他

労災保険では、以上のほか、けがや病気をした者に保険サービスとして義肢、義眼、眼鏡、車イスなどの支給、温泉保養などを無料で行っています。

(6) 家内労働者に対する税制について

家内労働者は、一般に収入が低く、また生活基盤の弱いものが多いのでその生活の安定を図るため、労働省では、①基礎控除額の引上げ、②配偶者控除を受けられる所得の限度額の引上げ等を関係各省に要望し、その改善が図られるよう努めています。昭和61年度における家内労働に従事して得る収入に対する税制は次のとおりです。

イ 所得にかかる税金

家内労働者の所得にかかる税金としては、国税である所得税と地方税である個人住民税・個人事業税があります。

所得税については、家内労働者の所得は事業所得又は雑所得に分類されます。専門的に家内労働を行っている者の所得はおおむね事業所得として、また、内職的に家内労働を行っている者の所得はおおむね雑所得として扱われます。

地方税については、個人住民税のほかに、国税の所得税で事業所得として取り扱われているものについては個人事業税が課せられます。

なお、個人住民税には、所得の多い少ないにかかわらず均一の定額で課せられる均等割と、所得額に応じて課せられる所得割とがありますが、均等割については、均等割の納税義務を夫が負う場合で、夫と同一の市町村内に住んでいる妻に対しては課せられないことになっています。

内職的家 内労働者	国 税	所得税（雑所得）
	地 方 税	個人住民税
専門的 家内労働者	国 税	所得税（事業所得）
	地 方 税	個人住民税
		個人事業税

□ 必 要 経 費

家内労働者の仕事についても、機械に要する電気代、機械の修理代、糸代などの必要経費がかかりますので、総収入金額から必要経費の額を差し引いたものが、所得金額となります。なお、内職的家内労働者については、必要経費がいくらかったかを証明できないことが多くありますが、その場合でも、現在おおむね、総収入金額の3割程度の額が概算的に必要経費として認められています。

（参考）「いわゆる必要経費の控除でありますけれども……経費の証明ができない場合につきましては……現在おおむね3割程の概算的な経費の控除は認めており……」（57.2.24 衆議院大蔵委員会政府委員答弁）

ハ 妻の内職収入にかかる税金

妻が内職をしている場合は、税制上では、独身者として扱われます。そこで内職以外に収入がなければ、総内職収入からまず必要経費を差し引き、さらに基礎控除額（33万円）を差し引いた残額が課税の対象となります。

したがって、所得税について税金のかからない限度額は、（必要経費の額＋33万円）以下となり、上記□で説明した概算的な必

要経費を考慮すると47万円程度となります。

また、地方税のうち個人住民税については、下表の控除額にかかわらず、当分の間の特例措置として、所得の金額が、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数に31万円を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には9万円を加算した金額以下の者には、個人住民税の所得割の税金がかからないことになっており、これにより内職者の個人住民税（控除対象配偶者及び扶養親族を有しない場合）について税金のかからない限度額は、（必要経費+31万円）以下となり、3割の概算的な必要経費を考慮すると44万円程度となります。

なお、所得が事業所得として取り扱われる家内労働者に課せられる地方税のうち個人事業税については、事業主控除として年間所得金額（総収入金額から必要経費を控除した額）から240万円が控除されます。

区 分		6 2 年 度
所 得 税	基 礎 控 除 額	3 3万円
	配 偶 者 控 除 額	3 3
	扶 養 控 除 額	3 3
	〔控除対象配偶者となる〕 〔所得限度額〕	3 3
地 方 税	基 礎 控 除 額	2 6
	配 偶 者 控 除 額	2 6
	扶 養 控 除 額	2 6
	〔控除対象配偶者となる〕 〔所得限度額〕	3 3
	個人事業税の事業主控除額	2 4 0

二 夫の所得に対する配偶者控除

妻の内職収入に係る税金とともに、妻が夫の所得に係る配偶者控除の適用対象者となるかどうかは大きな関心事です。

配偶者控除は、所得税については33万円、個人住民税については26万円が控除されます。

しかしながら、配偶者がいれば必ず配偶者控除を受けられるとは限りません。所得税については、配偶者に必要経費の額を除き年間33万円を超える収入があれば、その配偶者は「控除対象配偶者」とはならず、配偶者控除は受けられないことになっています。すなわち、妻の内職収入が、(必要経費の額+33万円)を超えると控除対象配偶者にならないので、夫は配偶者控除を受けられなくなります。

また、個人住民税についても、配偶者控除の適用される所得限度額が33万円ですので、所得税の場合と同様に妻の内職収入が(必要経費の額+33万円)を超えると、夫は個人住民税の配偶者控除を受けられなくなります。

参 考 1 内 職 収 入 と 税 金

内職による(年間) 所 得 金 額 (収入-必要経費)	妻の内職所得金額に対しては		夫の所得から配偶者控除が	
	所 得 税	個 人 住 民 税	所 得 税	個 人 住 民 税
31万円以下の場合	かからない	かからない	受けられる	受けられる
31万円を超え 33万円以下の場合		かかる		
33万円を超える場合	かかる		受けられない	受けられない

注) 妻の内職所得金額に対する個人住民税については特例措置に基づいています。

参 考 2 パ ー ト 収 入 と 税 金

パートによる（年間） 収 入 金 額	妻のパート収入 金額に対しては		夫の所得から 配偶者控除が	
	所 得 税	個人住民税	所 得 税	個人住民税
88万円以下の場合	かからない	かからない	受けられる	受けられる
88万円を超え 90万円以下の場合		かかる		
90万円を超える場合	かかる		受けられない	受けられない

注) 1 妻のパート収入金額に対する個人住民税については特例措置に基づいています。

2 妻のパート収入については、最低57万円の給与所得控除があります。

(7) いわゆる「インチキ内職」の防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、種々の名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- ① 内職講習会と称して多額の受講料等を取り、委託した仕事については種々の条件をつけて買いたたいたり、仕上り具合を問題にして買上げを拒否する。
- ② 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額の機械を市価の倍額ぐらいの価格で売りつけ、工賃の取り決めはあいまいである。
- ③ あて名書きの内職で、報酬は通信販売用のダイレクトメールに対する商品の申込数に応じた歩合制で支払われることや、返還する旨の担保金を徴収し、業務をやめてもなかなか返還しな

い。

また、最近ではマイコンやワードプロセッサを使用して自宅で簡単にできる内職という広告で、講習料を取るもの、機械を売りつけるものなどが現われています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払等委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告にまどわされぬよう注意を喚起するため、報道機関の協力を得たり、関係機関との連携により被害の防止に努めています。

家内労働法のあらまし

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上とその生活の安定を図ることを目的として、家内労働者の労働条件の向上を図る上で、もっとも基本的かつ緊急なことがらについて定めており、主として、家内労働者に仕事を委託する委託者にいろいろな義務を課しています。

この法律の主な内容は、家内労働手帳制度、工賃支払いの確保、最低工賃制度、安全衛生の措置などです。

この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は、最低のことを決めたものですから、委託者も家内労働者も、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、これよりもさらに向上させるよう努めなければなりません。

この法律では、家内労働者及び委託者の定義を次のように定めています。

家内労働者

次の五つの要件をすべて備えたものをいいます。

- ① 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（いわゆるブローカーや請負的仲介人を含みます。）から委託を受けること。

（ 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。 ）

- ② 物品の提供を受け、その物品を部品、附属品又は原材料とする

物品の製造、加工等に従事すること。

（ 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者 ）
は家内労働者とはなりません。

③ 業者の業務の目的物である物品の製造加工などを行うこと。

④ 主として、労働の対償を得るために働くものであること。

（ 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は ）
家内労働者とはなりません。

⑤ 自己ひとりで、又は同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

委 託 者

次の四つの要件をすべて備えたものをいいます。

① 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（いわゆるブローカーや請負的仲介人を含みます。）であること。
（運送業者や建築業者は委託者とはなりません。）

② その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。

（ 例えば、電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者になりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。 ）

③ 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品や附属品又は原材料とする物品の製造、加工等を頼むこと。

④ 家内労働者に直接仕事を委託すること。

（ 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合 ）
や、下請企業に委託する場合には、委託者とはなりません。）

家内労働手帳

委託者が家内労働者に仕事を委託するときには、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておかないと、後日に紛争などが起こることがあります。

このようなことがないように、この法律では、家内労働手帳制度を定めています。

委託者は、家内労働者に仕事を頼むときには、原材料などの物品を支給するときまでに、家内労働者の氏名、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、その他の委託条件等を記入した家内労働手帳を交付し、委託のつど、委託業務の内容、工賃単価、工賃の支払期日、納品の期日等を、物品の受領のつど、受領年月日、受領した物品の数量を、また工賃支払いのつど、支払年月日、支払工賃額を記入しなければなりません。

家内労働手帳は、様式が定められていますが、必要な事項を具備していれば定められた様式以外のもの（例えば伝票様式）でもさしつかえありません。

就 業 時 間

家内労働者は、だれからもその就業時間を管理されることがなくいつでも自由に就業することができますが、際限なしに長時間就業すると健康を害したり、相互間の過当競争による弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の就業をしなければならないような委託をしないように努め

なければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

都道府県労働基準局長は、必要があるときは、審議会の意見をきいて、家内労働者が業務に従事する時間の適正化を図るために、必要な措置をとることを委託者及び家内労働者に勧告できることになっています。

委託の打ち切り

家内労働者は、工賃で生計をたてたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然その仕事を打ち切られると大きな影響を受けることになります。

したがって、委託者は、同じ家内労働者に継続して6か月以上委託している場合で、業務の都合などによって委託を打ち切ろうとするときには、その家内労働者にただちにそのことを予告するように努めなければなりません。

工賃の支払い

工賃の支払いが遅れたり、全く支払われなかったりすると、家内労働者は生活に困ることになりますので、このようなことがないようにこの法律では、委託者の工賃の支払いについて、次のとおり定めています。

1. 工賃は、原則として、通貨で、その全額を支払わなければなりません。

しかし、委託者の営業所と家内労働者の作業場所とが遠く離れ

ている場合などには、家内労働者の同意があれば、① 郵便為替での支払い、② 銀行など金融機関に対する預金や貯金口座への振込み、③ 郵便為替口座への払込みや振込みなどによる支払いでもよいことになっています。

2. 工賃は、原則として、納品された日から1か月以内に支払わなければなりません。

ただし、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受けとった物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

工賃や物品の受渡し場所

委託者は、工賃の支払い、原材料や製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

最低工賃

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者又は委託者を代表する者は、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、その家内労働者、委託者に適用される最

低工賃の決定や現に適用されている最低工賃の改正又は廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全衛生のための措置

家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は家内労働者みずからが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということはできませんが、委託者が家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる危害を防止するために、委託者は、次のような措置を講じなければなりません。

- ① プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。
- ② 安全装置等について定められた規格を具備していることを確認すること。
- ③ モーター、パフ盤などについては覆い^{おお}を取り付けること。
- ④ 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- ⑤ 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用すること。また、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書くこと。

以上のほか、家内労働者の危害防止のため、委託者が心がけなけ

ればならないこととして、

- ① 18歳未満の者や女子が、手押しかんな盤の取扱いの業務、鉛の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務等一定の危険又は有害な業務に従事しなければならないような委託をしないこと。
- ② 家内労働者が、危害防止のために安全装置やその他の設備を設置するとき、又は健康診断を受けるときには、それに必要な援助を行うよう努めること。

などがあります。

また、家内労働者も危害を防止するため、守らなければならないこととして、

- ① 一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、必要な保護具を使用すること
- ② 発火性の物品等危険物を取り扱う場合には、定められた取扱い上の注意事項を守ること
- ③ 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面を交付されたときは、作業場の見やすい場所に掲示しておくこと
- ④ 家内労働者が自分で調達した有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を使用するときは、前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた⑤の措置を講じること

などがあります。

以上のほか、危害防止のため、家内労働者が心がけなければならないこととして、

- ① 家内労働者が一定の機械器具を自分で調達するときには、委託

者と同じような措置（前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた①②⑧の措置）を講じるよう努めること

- ② 屋内作業場において、有機溶剤、鉛等を取り扱う業務及び研磨材を使用して動力により研磨する業務に従事する場合には、局所排気装置等を設置するよう努めること

などがあります。

委託者や家内労働者がこのような措置をとらない場合には、都道府県労働基準局長や労働基準監督署長は、危険を防止するために、委託者又は家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止を命じたりすることができます。

届 出

委託者は、次の届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

(1) 委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月30日までに、委託業務の内容や、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

(2) 家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者がけがをしたり、病気になったりして4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を、遅滞なく労働基準監督署に提出しなければなりません。

帳簿の備付け

委託者は、家内労働者各人別に、家内労働者の氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

申 告

家内労働者及び補助者は、委託者にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、都道府県労働基準局又は労働基準監督署に申告することができます。

罰 則

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すれば、すべて罰則の適用があります。

また、委託者の代理人や使用人その他の従業者が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

(参考) 1 小規模企業者を対象とした施策の概要

国では、小規模企業の経営の安定と振興を図るため、以下に述べるような施策を講じており、家内労働者（特に専門的・家内労働者）にもその適用があります。

1 産業安全衛生施設整備資金貸付（国民金融公庫）及び産業安全貸付（中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）の概要

中小企業における安全衛生施設の整備を金融面から援助し、もって労働災害を防止するための制度で、中小事業者に対し、機械の安全装置、保護具、換気装置等の施設の整備に必要な資金を長期かつ低利で貸付けます。

(1) 借 入 申 請

借入れ申込みには、施設の設置を必要とする労働基準監督署長の証明書の添付が必要です。

(2) 貸 付 条 件 等

公庫名	国民金融公庫		中小企業金融公庫
貸付条件等	沖縄振興開発金融公庫		
融 資 対 象 者	家内労働法の対象となる委託者及び家内労働者		
融 資 金 額	一般貸付とあわせて 4,000万円以内	「直接貸付」の場合、一般貸付限度に1億3,000万円上乗せした金額以内。この制度による貸付のみでは4億円以内	
利 率	年5.2%(4年目から5.4%。但し沖縄公庫は5.2%) 62.3.7現在		
融 資 期 間	13年以内(据置期間2年以内)		

(3) 融資対象施設

施 設 名	内 容
全 体 換 気 装 置	中毒又は障害に罹患するおそれのあるガス、蒸気、粉じん等を発散する作業場に固定して設置するものに限る。
除じん用局所排気装置	中毒又は障害に罹患するおそれのある粉じんを発散する作業場に固定して設置するものに限る。
ガス除去用局所排気装置	中毒又は障害に罹患するおそれのあるガス、蒸気等を発散する作業場に固定して設置するものに限る。
歯車、調車、勢輪等の接触予防設備	
プレス機の安全装置	
シャーリングの安全装置	
丸のこ盤の反ばつ予防装置	
木材加工用機械の接触予防装置	

2 小企業等経営改善資金貸付制度の概要

この制度は、商工会、商工会議所の経営指導員による相談指導業務に関連して設けられている小規模企業者に対する無担保、無保証人融資制度です。

(1) 融資の対象者

小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人以下、商業、サービス業については5人以下の企業者）であって、原則として6か月以前から、経営指導員の経営指導を受けていること等の所定の条件を満たしている者

(2) 融資の条件

(イ) 貸付限度額 設備資金、運転資金併せて400万円以内

(ロ) 貸付期間 設備資金 5年以内（据置6か月）

運転資金 3年以内（据置6か月）

(ハ) 貸付金利等 年5.4% 無担保、無保証人融資

(3) 貸付の申込み及び貸出

本融資制度を利用するためには、まず商工会等に推薦の申込みを行い、商工会等は受付けた推薦申込案件を審査し、国民金融公庫へ推薦します。国民金融公庫は商工会等から受け取った推薦案件の金融審査を経て貸付を行います。

3 小規模企業共済制度の概要

この制度は、「小規模企業共済法」に基づいて実施されており、小規模企業者の廃業等について、その拠出による共済制度を確立し、これにより小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とした制度です。

(1) 対象 常時使用している従業員数が20人（商業、サービス業は5人）以下の①個人事業主、②会社、企業組合及び協同組合の役員

(2) 掛金 月額1,000円から50,000円までの500円きざみの額

(3) 共済契約の種類、共済事由及び共済金額

契約の種類 共済事由 解約事由		第一種共済契約			第二種共済契約	
		共 済 事 由		特別解約事由	共 済 事 由	
加 入 者	個人事業主	○事業の廃止 (死亡を含む) ○事業の第三者への譲渡	○老 齢 給 付 (65歳以上で掛金納付年数が15年以上となり、かつ、共済金の支給を請求したとき)	○会社組織変更したとき ○配偶者、子に事業の全部を譲り渡したとき	○事業の廃止(死亡を含む) ○事業の第三者への譲渡 ○会社への組織変更 ○隠居 ○満期(30年)	○老齢給付
	会社等の役員	○会社等の解散	○疾病、負傷又は死亡により退職したとき ○老齢給付	○解散、疾病、負傷又は死亡以外の事由で役員の地位を去ったとき	○会社等の解散 ○満期	○退職(死亡を含む) ○老齢給付
共 済 金	納付年数	掛金合計 (5,000円の場合)				
	5年	円 300,000	円 408,700	円 331,700	円 300,000	円 371,600
	10年	600,000	971,500	776,000	620,800	883,200
	20年	1,200,000	2,812,300	2,169,110	1,735,280	2,556,700
	30年	1,800,000	6,300,500	4,982,600	3,986,080	5,727,800
	40年	2,400,000	11,137,000	11,137,000	8,909,600	

4 中小企業倒産防止共済制度の概要

この制度は、「中小企業倒産防止共済法」に基づき、中小企業者の相互扶助の精神に基づいた共済制度を確立し、これにより自らは健全な経営を行っている中小企業者がその取引先の倒産によって連鎖的に倒産することを防止し、その経営の安定を図ることを目的と

した制度で、中小企業者は、本制度に加入すれば、取引先企業が倒産し、売掛債権等の回収に支障が生じた場合に予め積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証の迅速な貸付給付を受けることができます。

(1) 掛 金

各月納付する掛金の額は、貸付給付の上限額に対応し、5,000円から80,000円までの5,000円きざみの額です。

なお、掛金については、損金に算入できること等税制上の優遇措置が講じられています。

(2) 貸 付 給 付

加入後6か月以降に取引先企業の倒産により売掛債権等の回収に支障が生じた場合、加入者は積み立てた掛金の10倍の範囲内で被害額相当の貸付給付を受けることができます。貸付金の返済期間は5年（据置6か月）以内です。

5 信用補完制度の概要

この制度は、中小企業者が信用力、担保力等の不足により、銀行等の金融機関から貸付を受けることを困難としている場合、その借入債務を保証することにより、中小企業者に対する金融が円滑にすすめられるよう、「信用保証協会法」に基づいて設立されている信用保証協会が中小企業の民間金融機関からの借入れの保証を行い、中小企業信用保険公庫がこの保証を保険する制度です。

(1) 保証の対象

協会の区域内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス

業その他の事業を行う中小規模の事業者及び事業協同組合等

(2) 保証の条件

(イ) 保証限度 中小企業者 1 人 当 たり の 保証限度 は 8,000
万円

(ロ) 保 証 料 年 1.0 %

(ハ) 保証人及び担保

原則として保証人を要し、保証の額が高額のときは、担保もあわせて要求されることがあります。なお、300万円までの小額保証の場合は無担保、無保証人の保証を行っています。

(3) 代位弁済と回収

中小企業者が、その債務を履行できなくなったときは、協会が金融機関の請求により中小企業者に代わって保証債務を代位弁済します。

金融機関のもっていた貸付債権は協会が保有し、協会が中小企業者から回収を行うことになります。

(4) 保証と保険の関係

保証協会は、中小企業者に対して行った保証を中小企業信用保険公庫に保険をかける仕組みになっており、保証協会が金融機関に代位弁済した場合、その額の70～80%が保険公庫より保証協会に保険金として支払われます。

(参考) 2 家内労働関係年表

主な法令，審議会報告，組織等

- 昭和27. 3. 15 中央労働基準審議会 会長 山中篤太郎
建議「家内労働に関する法規を並行的に制定
する必要があること」
29. 5. 21 中央賃金審議会 会長 赤松 要
「最低賃金制に関する答申」
32. 5. 25 臨時労働基準法調査会 会長 佐々木良一
会長代理 中山伊知郎
「労働基準法の改正の要否等に関する答申」
(当面とるべき措置)
11. 25 雇用審議会 会長 有沢広巳
「答申第一号」(第四 その他の措置)
12. 18 中央賃金審議会 会長 中山伊知郎
「最低賃金制に関する答申」
33. 11. 1～ 家内労働関係実態調査
34. 3. 20
34. 4. 15 最低賃金法の制定
11. 12 臨時家内労働調査会設置
(委員)新井敏夫、石川吉右衛門、磯部喜一、
江上フジ、江幡 清、大谷徹太郎、岡崎 正
男、勝木新次、加藤万吉、小池清一、佐々木
秀一、末高 信、杉原行雄、田辺繁子、中鉢
正美、中村 弘、戸谷舎人、◎長沼弘毅、西

丸弘子(五十音順、◎は会長)

35. 9. 29 臨時家内労働調査会 会長 長沼弘毅
「家内労働対策に関する中間報告」
36. 4. 12 労働基準局長通達
「家内労働に関する行政措置の実施について」
40. 12. 22 臨時家内労働調査会 会長 長沼弘毅
「わが国家内労働の現状に関する報告」
「今後の家内労働対策のすすめ方に関する見解」
41. 3. 2 労働基準局長通達
「家内労働行政の推進について」
6. 8 労働省設置法の一部改正（家内労働審議会の設置）
6. 27 家内労働審議会設置
(委員)飯田勝彦、五十嵐昭夫、○石川吉右衛門、磯部喜一、伊藤美佐雄（43. 5. 24就任）、氏原正治郎、蛸谷武弘、勝木新次、小森淑子、佐々木秀一（43. 2. 14辞任）、佐藤文男（43. 5. 24 辞任）、鈴木秀明、武山泰雄、中鉢正美、土田哲治良、富沢輝雄、◎長沼弘毅、丹羽昇、久村晋（43. 5. 24就任）、本間熊蔵、馬淵勝美（43. 5. 24辞任）、吉田要三（43. 2. 14 就任）、丸岡秀子
(特別委員)通商産業省中小企業庁計画部長、厚生省社会局長、経済企画庁国民生活局長

(五十音順、◎は会長、○は起草委員長)

41. 7. 25 家内労働審議室の設置 (労働省訓令第10号)
42. 7. 28 労働基準局長通達
「家内労働行政の積極的推進について」
3. 19 家内労働審議会小委員会 会長 長沼弘毅
委員長 石川吉右衛門
「家内労働法制検討上の問題点」に関する
報告
12. 22 家内労働審議会 会長 長沼弘毅
「家内労働対策に関する答申」
「家内労働者に対する税制の改善」建議
「労働者災害補償保険制度の適用の検討」要
望
44. 3. 25 家内労働法案の国会提出 (第61国会)
8. 5 同法案国会終了とともに審議未了により廃案
8. 27 労災保険審議会 会長 近藤文二
「労働者災害補償保険制度の改善についての
建議」(家内労働者の特別加入)
10. 1~ 家内労働関係実態調査
11. 30
45. 2. 17 家内労働法案の国会提出 (第63国会)
5. 8 家内労働法の成立 (法律第60号)
5. 30 家内労働法の施行期日を定める政令(政令第149号)
- 家内労働審議会令 (政令第150号)

45. 6. 1 家内労働法の一部施行（審議機関など）
家内労働室の設置（家内労働審議室の廃止）
（労働省訓令第9号）
8. 3 中央家内労働審議会設置
公益を代表する委員
○石川吉右衛門、江上フジ、江幡清、勝木
新次、並木正吉、◎峯村光郎
家内労働者を代表する委員
岩田国夫、小口賢三、小森淑子、久村晋、
本間熊蔵、山本まき子
委託者を代表する委員
五十嵐昭夫、十場久三郎、冨沢輝雄、丹羽
昇、藤井与三二、吉田要三（45.12.28 辞
任）、大塚栄一（45.12.28 就任）
特別委員
経済企画庁国民生活局長、厚生省社会局
長、中小企業庁計画部長
（五十音順、◎は会長、○は会長代理）
9. 29 労働者災害補償保険法施行規則改正
家内労働者労災保険特別加入制度の設置（労
働者災害補償保険法施行規則の一部を改正す
る省令（労働省令第22号））
9. 30 家内労働法施行規則制定（労働省令第23号）
10. 1 家内労働法の全面施行
46. 5. 21～ 家内労働旬間の実施
5. 31

47. 7. 15 中央家内労働審議会小委員会
委員長 石川吉右衛門
「家内労働者の税制に関する報告」
7. 17 中央家内労働審議会 会長 峯村光郎
「家内労働者の税制に関する建議」
48. 4. 12 家内労働審議会令改正（政令第62号）
50. 8. 8 中央家内労働審議会小委員会
委員長 峯村光郎
「家内労働の問題点に関する報告」
51. 2. 16 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「家内労働手帳の普及に関する報告」
52. 4. 4 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「最低工賃制度に関する報告」
53. 8. 7 家内労働法施行規則改正（労働省令第32号）
労働者災害補償保険法施行規則改正
（労働省令第32号）
54. 4. 25 家内労働法施行規則改正（労働省令第18号）
4. 25 労働安全衛生規則改正（労働省令第18号）
12. 12 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「家内労働者の安全衛生に関する報告」
55. 10. 11～ 家内労働法施行10周年特別家内労働旬間の実施
10. 20

55. 11. 19 中央家内労働審議会 会長 石川吉右衛門
「家内労働者の税制に関する要望」
56. 4. 1 労働者災害補償保険法施行規則改正（労働省令第8号）
57. 7. 27 中央家内労働審議会小委員会
委員長 樋口弘其
「最低工賃の新設・改正の促進に関する報告」
59. 6. 22 労働省組織令改正（政令第212号）
（労働省内部部局再編成により家内労働関係事務婦人局婦人労働課所掌）
60. 11. 20 中央家内労働審議会 会長 有泉 享
「家内労働者に対する税制改善に関する要望」

GAa1/1

労働省婦人局



女性と仕事の未来館



00737994